

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第一部 労働経済と労働者生活

II 労働者生活の実態

4 標準生計費と生活保護基準

人事院の「標準生計費」

国家公務員は労働基本権を制約されていることの代償措置として、人事院の給与改定勧告の対象とされている。この勧告の参考資料として算出されるのが「標準生計費」であり、国民一般の標準的な生活水準を表わすものとして、国家公務員のみならず、組織労働者や最低賃金法の適用を受ける未組織労働者の賃金決定に影響を与えている。一九八七年四月の世帯人員別生計費は、全国の四人世帯で二三万九六七〇円となる(第30表)。

厚生省の「生活保護基準」

生活保護法の適用を受ける場合、その基準となる生計費を「生活保護基準」といい、この生活保護基準を下回るものに対して所得補充が行われることになっている。

一九八六年度から生活扶助基準の標準モデル世帯が、従来の四人世帯から三人世帯(三三歳男、二九歳女、四歳子)へ変更された。これは一般世帯、被保護世帯の平均世帯人員の減少にともなう措置である。また、八七年度から生活水準・生活様式の地域間格差の拡大を考慮し、級地制度の細分化が実施された、従来の一級地、二級地、三級地が各々二区分され、六区分となった。

東京都区部の一級地Iの標準三人世帯に対する生活扶助基準は、八六年度一二万六九七七円、八七年度一二万九一三六円で対前年比一・七%増である。民間最終消費支出の伸び率等が総合勘案された結果となっている。住宅扶助九〇〇〇円の加算は据え置かれた。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)